

財産目録
令和7年03月31日現在

法人:社会福祉法人 上里町社会福祉協議会
事業:法人全体

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金		—		—	—	27,004,576
預貯金		—		—	—	27,004,576
埼玉りそな銀行 本庄支店 普通預金No.3916621	普通預金	—	運転資金	—	—	26,876,466
埼玉りそな銀行 本庄支店 普通預金No.4035215	普通預金	—	運転資金	—	—	115,156
埼玉りそな銀行 本庄支店 普通預金No.3916647	普通預金	—	運転資金	—	—	82
群馬銀行 上里支店 No.0374013	普通預金	—	運転資金	—	—	12,872
事業未収金	埼玉県国民健康保険連合会等	—	2・3月分介護報酬等	—	—	4,215,678
立替金		—		—	—	159,089
仮払金		—		—	—	0
	流動資産合計					31,379,343
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金		—		—	—	1,000,000
	基本財産合計					1,000,000
(2) その他の固定資産						
車輛運搬具	日産自動車バン2台、ダイハツ軽自動車1台、三菱自転車1台、スズキ軽自動車1台	—	地域巡回、ヘルパー・ケアマネジャーが利用者訪問時に使用等	5,677,294	5,227,712	449,582
器具及び備品	デスクトップパソコン、災害用移動炊飯器、介護用電動ベッド等	—	事務処理、災害ボランティアセンター、貸出等	6,777,973	5,163,651	1,614,322
ソフトウェア	介護用ソフトウェア、利用者情報管理システム、障害者情報管理システム	—	介護報酬請求等に使用	1,414,725	1,398,224	16,501
長期貸付金		—		—	—	330,000
福祉資金貸付金		—	福祉資金貸付金	—	—	330,000
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会	—	職員に対するもの	—	—	31,705,760
退職給付引当資産		—		—	—	5,565,920
共助会退職給付引当資産	埼玉県社会福祉事業共助会	—	職員に対するもの	—	—	5,565,920
福祉基金積立資産		—		—	—	14,865,000
福祉基金積立資産		—		—	—	14,865,000
埼玉りそな銀行 本庄支店 定期預金No.3718466	定期預金	—	将来における社会福祉事業を補填するための積立資産	—	—	7,487,000
群馬銀行 上里支店 定期預金No.0023822	定期預金	—	将来における社会福祉事業を補填するための積立資産	—	—	7,378,000
その他の固定資産		—		—	—	24,050
リサイクル料預け金	日産ADバン1500cc、スズキアルト、ダイハツミライース	—	日本赤十字埼玉県支部より配備された自動車(バン)1台、埼玉県生命保険協会より寄贈された軽自動車1台、居宅介護支援事業用に購入した軽自動車1台のリサイクル料	—	—	24,050
徴収不能引当金		—	福祉資金貸付金	—	—	-20,000
	その他の固定資産合計					54,551,135
	固定資産合計					55,551,135
	資産合計					86,930,748
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	登録ヘルパー3月分賃金等	—		—	—	571,845
その他の未払金	非常勤職員賃金、職員退職共済掛金、社会保険料等	—		—	—	2,673,640
未返還金	ファミリーサポート・センター事業委託料返還金	—		—	—	68,800
預り金	源泉所得税等	—		—	—	2,552
職員預り金	社会保険料等	—		—	—	1,091,458
賞与引当金		—	職員に対するもの	—	—	2,677,303
	流動負債合計					7,085,598
2 固定負債						
退職給付引当金		—		—	—	37,271,680
全社協退職給付引当金		—	職員に対するもの	—	—	31,705,760
共助会退職給付引当金		—	職員に対するもの	—	—	5,565,920
	固定負債合計					37,271,680
	負債合計					44,357,278
	差引純資産					42,573,200

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。